

令和5年4月1日
監査委員決定

令和5年度 羽村市監査基本計画

I 監査委員の役割

監査委員の責務は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、住民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を行い、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保することである。

令和5年度は、「第六次羽村市長期総合計画」の2年目にあたり、基本構想に掲げた市の将来像である「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」の実現に向けた取組みを着実に推進する重要な年である。

市の財政状況は、前年度決算において経常収支比率が改善し、基金残高は一時的に増加したものの、依然として財政の硬直化は進んだ状態にあり、不透明な国内外の情勢を受け、社会経済活動の低迷が続く中、引き続き、厳しい状況が続いている。

このような困難な状況下においても、人口減少・少子高齢化への対応、老朽化が進む公共施設への対策、都市基盤整備、行政のデジタル化など、早急に取り組まなければならない行政課題に対し、スピード感を持ち、取り組んでいく必要がある。

令和5年度予算については、財政の健全化に向けた取組みを着実に進める中で、その成果を、厳しい財政状況下にあっても、第六次羽村市長期総合計画に基づく事業の実施、とりわけ、「子どもたちへの投資」、「市民の安全・安心対策への投資」、「行政のデジタル化への投資」という次代につながる「3つの投資」に重点を置き予算化し、創意工夫を凝らし、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた、次なる一步を踏み出す、「チャレンジする予算」として編成されている。

実際の行財政運営においては、予算編成の考え方に基づき、予算に計上した事業について最少の経費で最大の効果を挙げるよう創意工夫を図り、着実な執行に努めることが求められている。さらには、財政の硬直化といった厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を強力に推進し、財政基盤の強化に取り組んでいくことも肝要である。

監査委員としてはこうした状況を念頭に置きながら、市政運営がより効率的に行われるよう、行財政運営のチェック機関として羽村市監査基準に基づき適切に監査を行っていくこととする。

II 基本方針

令和5年度の監査委員による監査等の活動は、主に羽村市監査基準に基づき実施するが、特に次の点に主眼を置くものとする。

- (1) 市の事務事業について、合規性(法令に従って行われているか)の観点はもとより、経済性(無駄な経費をかけていないか)、効率性(より成果があがる方法はないか)、有効性(目的にかなっているか)の観点からも検証する。
- (2) 市の内部統制状況の検証(リスクの識別等の手法)に伴う違法、不正及び不適切等の指摘にとどまらず、監査結果に基づく改善状況を把握し、監査の実効性を確保する。
- (3) 行財政運営に対する市民の高い関心に的確に応えるため、監査の結果を市公式サイト等の活用を通してわかりやすく発信する。
また、市民からの住民監査請求に適切に対応する。
- (4) この基本計画を確実に推進し、新たな課題への的確に対応するため、監査委員及び事務局職員は積極的に監査研修に参加する。

III 本年度実施監査等の概要

基本方針を踏まえ、令和5年度に実施する各監査等の概要は次のとおりとする。

なお、それぞれの監査の具体的な内容については別途、実施計画において定める。

(1) 監査

- ① 定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)
市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正に行われているか、また経済性、効率性及び有効性の観点に留意して行われているかに主眼を置いて実施する。
なお、監査を効果的に実施するため、リスクを識別しながら、重点的に監査を行う事項を予め設定し、主な監査の対象は原則として令和5年度の事業執行分とする。
- ② 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)
市が補助金交付等の財政援助を行っている団体等に対しては、補助金等に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から監査を実施する。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。
なお、主な監査の対象は原則として令和3年度及び令和4年度の事業執行分とする。
- ③ 指定管理者監査(地方自治法第199条第7項)
指定管理者に対しては、公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から監査を実施する。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。
なお、主な監査の対象は原則として令和3年度及び令和4年度の事業執行分とする。

(2) 決算審査及び基金運用状況審査

令和4年度の決算を対象として実施する。

- ① 各会計歳入歳出決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

令和4年度の決算について、各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況の審査も実施する。

また、水道事業会計及び下水道事業会計についても、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに経営成績及び財政状態等について審査を実施する。

- ② 基金運用状況審査(地方自治法第241条第5項)

令和4年度の各基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

(3) 財政健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき算定された健全化判断比率等が適正に算定されているかを審査する。

(4) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

各会計の毎月の現金の出納を対象として計数が適正なものとなっているか確認するとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を行う。

(5) 住民監査請求(地方自治法第242条)

市民からの住民監査請求についてその都度監査計画を立て、迅速かつ的確に対応する。

IV 監査等の実施期間及び報告・公表時期等

各監査の実施期間及び報告・公表時期等は、次の表のとおりである。

| 監査区分 | 実施期間 | 報告・公表時期 | 対象 |
|-------------------------|----------------|---------------|--|
| 例月出納検査 | 毎月末 (除く7月) | 毎月末 (除く7月) | 一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計 |
| 決算等審査 (基金運用状況審査を含む。) | 7月～8月 (5日間) | 8月 | 一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、基金の運用状況 7月13日(木)・14日(金)・18日(火)・19日(水)・20日(木) |
| 財政健全化判断比率等審査 | 7月～8月 | 8月 | 健全化判断比率及び資金不足比率の審査 所管課：財政課、上下水道業務課 |
| 指定管理者監査 | 10月～ 令和6年2月 | 令和6年3月 | ○羽村市農産物直売所 指定管理者 ・羽村市農産物直売所運営委員会 ・西多摩農業協同組合 所管課：産業振興課、契約管財課 |
| 財政援助団体等監査 | 10月～ 令和6年2月 | 令和6年3月 | 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会 所管課：社会福祉課、障害福祉課 |
| 定期監査 | 10月～ 令和6年2月 | 令和6年3月 | 福祉健康部 |